

問 周辺7地域に対する市事業の優先実施は非常に問題があると思っているが、例えば、市道消雪工事など、際限なく市税をつぎ込むことを防止するため、どのような手立てをとるのか。

答 市長

周辺区・自治会に対する支援制度については、これまでから市議会に趣旨や考え、内容をご説明した上で、周辺区・自治会にも一定のご理解をいただき、市として方針を決定した経緯があります。

例えば、交付金の執行は、各地域でお困りの身近な市の事業であれば、できる限り優先で採択もさせていただきますと考えています。もとより、これは方針であり、優先採択の必要な予算措置について最終決定いただくのは市議会です。必要な予算計上をさせていただきます際には、議会ですっきりとご審議いただければと思います。

問 債務負担行為限度額算出の根拠となった周辺自治会・区の地域振興事業交付金の地元要望内容および令和6年度当初予算の地域振興事業交付金の事業内容について伺う。

答 市長

例えば、集会所の建て替えや里道・水路の改修、農業用排水路の改修などが計画されています。

令和6年度予算では、泰山寺区の獣害防止柵改修事業ならびに畑地かんがい設備の維持管理事業、南古賀区の法定外水路改修事業などにかかる費用について、交付金として予算を計上しています。



問 市が補助事業者を相手に提起している訴訟内容と現在までの経過について伺う。

答 市長

補助金交付決定取り消し後の返還命令による請求権に基づき、未返還補助金および延滞金の支払いを求める訴状を昨年9月7日に大津地方裁判所に提出したところであり、現在は、オンラインでの「書面による準備手続き」が2回開かれています。

問 令和5年9月定例会において、市議会は刑事告訴を速やかに行うよう決議したが、その後の市の対応状況が見えないことから、市長の見解を問う。

答 市長

現在も引き続き顧問弁護士と協議を継続しており、詳細についての答弁は差し控えます。

